

ひよどり台地域おたすけガイド

(地区防災計画)

1. 活動理念
2. 防コミ運営本部設置基準
3. 基本情報
4. 緊急連絡先一覧
5. 防災資機材庫リスト
6. 活動体制
7. 地震時の活動フロー
8. 地震時の対応
9. 風水害時の活動フロー
10. 風水害時の対応
11. 災害直後以降の対応
12. 防災マップ
13. 活動指示書
14. (参考) ひよどり台の水道配水フロー

令和3年12月改定
ひよどり台ふれあいまちづくり協議会

1. 活動理念

- ▶ 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で行動を行うことが大前提です。
- ▶ 防災福祉コミュニティ役員だけではなく、災害時に集まった人たちで、地域の安全を守れるよう、自分たちのできる範囲の防災活動を行いましょう。

2. 防コミ運営本部設置基準

■ 地震の場合

- ▶ **震度 6 弱以上**の地震が発生した場合
- ▶ 地震による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ▶ 地震による被害が発生した場合

■ 風水害の場合

- ▶ 神戸市から避難情報（**警戒レベル 3 「高齢者等避難」以上**）が発表されており、地域内の住民から避難支援の要請があった場合 ※警戒レベル 3 「高齢者等避難」以上の避難情報発令で役員は自宅待機
- ▶ 台風や大雨による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ▶ 台風や大雨による被害が発生し、活動上の危険がないと判断した場合

■ その他

- ▶ 火災が発生し避難誘導が必要など、本部設置が必要と判断した場合

3. 基本情報

防コミ運営本部	ひよどり台地域福祉センター ※地域福祉センターが使用できない場合は、交流プラザを使用			
ブロック本部	ひよどり台南町集会所			
防災資機材庫	ひよどり台公園屋外収納庫（歩道橋脚部公園側）、交流プラザ			
緊急避難場所	施設名称	土砂災害	洪水	避難所
指定避難所	ひよどり台小学校（体育館）	○	○	○
※神戸市指定の場所	鷺台中学校（武道館）	○	○	○
福祉避難所	ひよどり台地域福祉センター			
※神戸市指定の場所	※小中学校の避難所開設後（約3日後）に神戸市が開設			
一時避難場所	村野工業グラウンド（鍵保管者が開錠後に使用可能） 神戸拘置所鍛錬場 及び 構外グラウンド			
動力消防ポンプ	交流プラザ格納庫（1台） 交流プラザ倉庫（2台）			
防火水槽	ひよどり台：北公園、南公園、西公園、ハゲ山公園 北町：テニスコート横、グラウンド横 南町：南町公園、西公園、展望公園 シルバーハイツ：ハイツ内北側			
応急給水拠点	ひよどり台特2高区配水池（南にバイパス延長・取出水栓あり）			
応急給水拠点水栓の鍵	防コミ委員長、交流プラザ防コミ机内			
防災行政無線	ひよどり台地域福祉センター		防コミ委員長宅	
災害時要支援者台帳	1団地	4団地	5団地	

神戸市 災害テレホンセンター	0570-078-500 (防災行政無線の放送内容や避難場所の情報等を確認可)
-------------------	---

4. 緊急連絡先一覧

ひよどり台ふれあいまちづくり協議会事務局 (ひよどり台地域福祉センター)	078-741-6658 hiyodordaimati@waltz.ocn.ne.jp
ひよどり台交流プラザ	078-743-0052 koupula@ck2.so-net.ne.jp
村野工業高等学校	078-575-0230
神戸拘置所	078-743-3663
神戸市北消防署 (119)	078-591-0119
神戸北警察署 (110)	078-594-0110
北区役所まちづくり課	078-593-1111
北建設事務所	078-981-5191
ガス：大阪ガス導管事業部	0120-7-19424
電気：関西電力送配電コールセンター	0800-777-3081
水道：北センター	078-582-4000
下水道：中央水環境センター北	078-581-6250
特2高区配水池使用連絡	078-582-3674
ひよどり台小学校	078-743-0062
鶴台中学校	078-743-0072

5. 防災資機材庫リスト①

防災倉庫の設置場所	ひよどり台公園屋外収納庫（歩道橋脚部公園側）				
鍵の保管場所 鍵の保管者	地域福祉センター (078-741-6658)		交流プラザ (078-743-0052)		
	連合自治会事務所 (078-741-5963)		ひよどり台会館 (078-741-9890)		
	委員長・■■■■■		副委員長・■■■■■		
No	種類	物品名	数量	購入年	備考
1	消火用機材	消火器（蓄圧式）	7	H31	
2		布バケツ	30	H12	
3		移動式消火用ボックス	1	H12	
4		消火栓開閉ハンドルキー	1	H12	
5		40A 吐出ホース(25m)	3	H12	
6		(50X40)A 分岐	1	H23	
7		筒先(40A)	2	H12	
8	救助用機材	バール	3	H12	
9		折りたたみ鋸	8	H12	
10		おの	1	H12	
11		ハンマー	5	H12	
12		簡易ジャッキ	2	H12	
13		つるはし	5	H12	
14		ボルトクリッパー	2	H12	
15		とび口	2	H12	
16		救助用ロープ	1	H12	
17		救助用浮き輪	1	H21	
18		救急用安全帶	1	H12	
19		可搬式ワインチ	1	H12	
20		折りたたみ担架	1	H12	
21		らくらく担架	2	H30	

No	種類	物品名	数量	購入年	備考
22	活動補助機材	ヘルメット	20	H12	
23		軍手	30	H12	
24		皮手袋	10	H12	
25		サルベージシート	3	H12	
26		一輪車	1	H12	
27		折りたたみリヤカー (AL 製)	1	H12	
28		投光器 (三脚付)	1	H12	
29		訓練用消火器 (加圧式)	10	H12	経年劣化により 順次入替中
30		訓練用消火器 (水道圧蓄圧式)	5	R2	
31		毛布 (応急担架用)	2	H30	
32		携行ガソリンタンク (空缶)	1	H22	

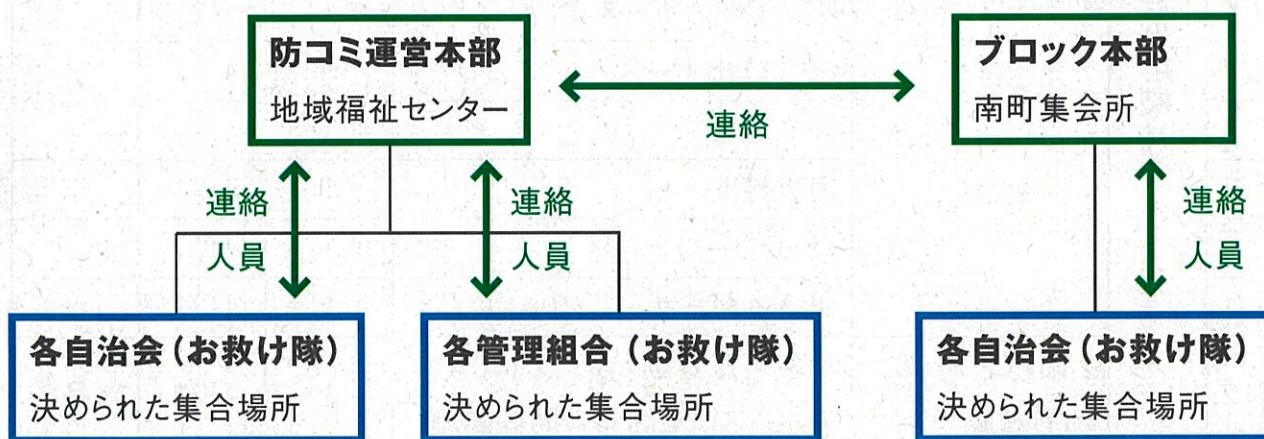
5. 防災資機材庫リスト②

防災倉庫の設置場所			交流プラザ			
鍵の保管場所・保管者			委員長 [REDACTED]	副委員長 [REDACTED]		
No	種類	収納場所	物品名	数量	購入年	備考
1	消火用機材	1階たんぽぽの部屋ベランダ	可搬式動力ポンプ(65A)	1	H19	中古品
2			吸込管付きホース(65A)	1	H19	
3			65A 吐出ホース	2	H19	
4			自立式簡易水槽	1	H22	
5		玄関先消防収納箱	可搬式動力ポンプ(50A)	1	H21	中古品
6			吸込管付きホース(50A)	1	H21	
7			50A 吐出ホース	6	H21	
8			筒先	1	H21	
9			消火栓キー	1	H21	
10			バッテリー	1	H21	
11			吸込管付きホース(40A)	1	H22	
12		2階パンジーの部屋倉庫	小型可搬式動力ポンプ(40A) ※ホースは玄関先消防収納箱	1	H22	新品
13	機材救助用	フリーマーケット室キャビネット	救助用ロープ(2m)	10	H12	
14	活動補助機材	2階パンジーの部屋倉庫	AEDトレーナー(練習機)	1	H22	
15		フリーマーケット室キャビネット	心肺蘇生トレーニングキット あっぱくんライト	20	H31	
16			小型コンプレッサー (訓練用水消火器加圧用)	1	H20	
17		防コミ机内	胸部圧迫とAEDを学ぼうDVD	1	H30	
18			拡声器	1	H30	
19		防コミキャビネット	特定電力トランシーバー	4	H27	
20		交プラ玄関	ヘルメット	10	H12	
21		交プラ屋上	屋外スピーカー	2	H27	

6. 活動体制

防コミ運営本部・ブロック本部

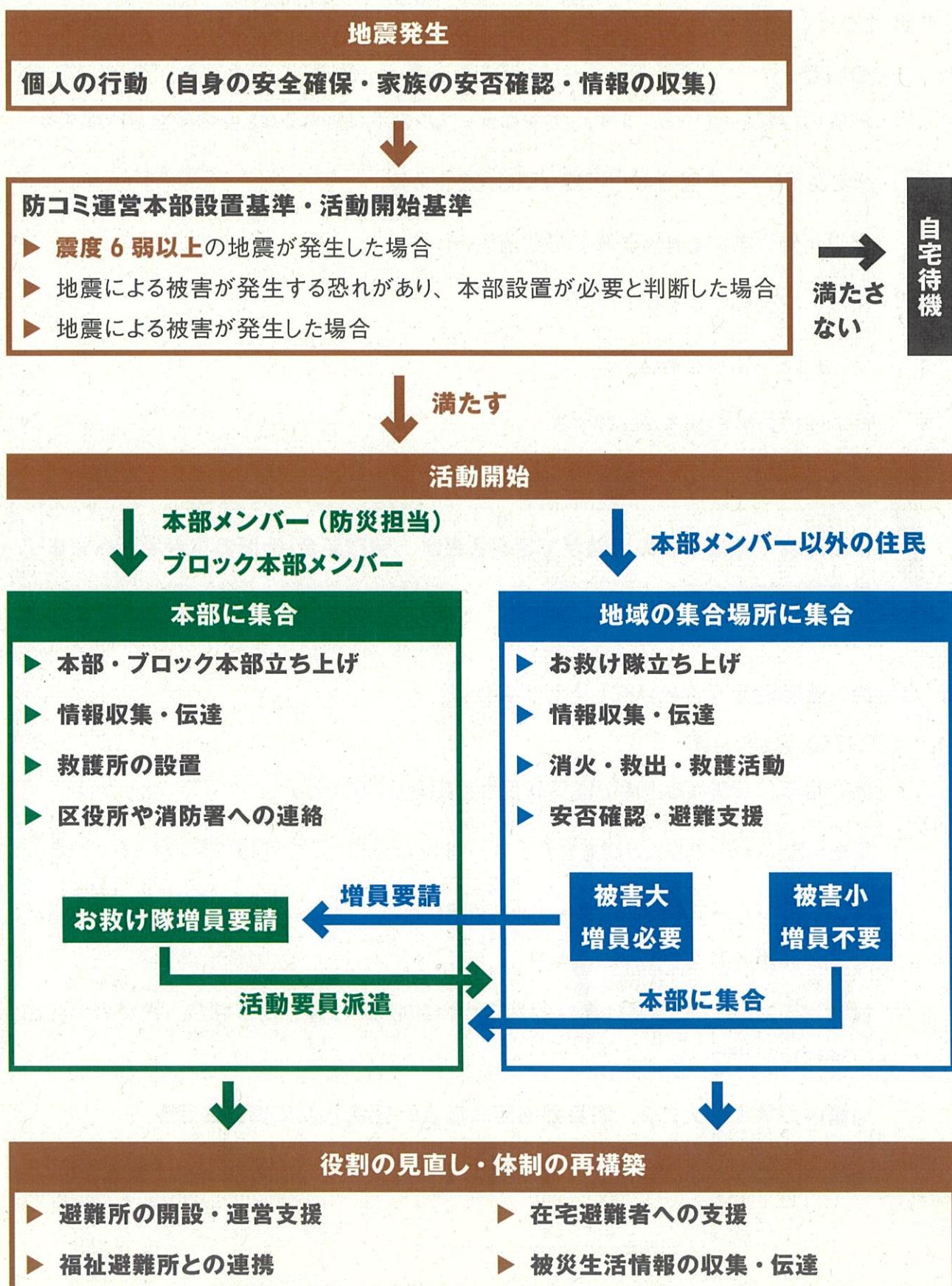
- 運営本部に集まったメンバーで統括リーダーを決め、被害状況に応じて活動内容の具体的指示を出す
- 各自治会・管理組合（お救け隊）からの被災状況や安否確認情報をとりまとめる
- 各自治会・管理組合（お救け隊）の人員が不足している時は、本部から人員を派遣する
- 運営本部とブロック本部間で情報を共有し、区役所や消防署などとの連絡を図る



各自治会・管理組合（お救け隊）

- 集合場所に集まったメンバーで隊長を決め、班構成（消火班、情報班、安否確認班、救出救護班など）を行い、災害対応にあたる
- 被害が大きく、お救け隊増員が必要な場合、運営本部に要請を行う
- 被害が小さく、人員に余裕がある場合、本部支援のため人員を派遣する

7. 地震時の活動フロー



8. 地震時の対応

【災害発生後】

▶ 個人の行動

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う
- 家族の安全を確認する
- ラジオなどで情報を確認する
- 自宅周辺の被害状況を確認する
- 停電時にはブレーカーを落とし避難する
- 安否確認や救助などの活動ができる場合は、管理組合・地域の集合場所へ集まり、災害対応にあたる

▶ 自治会・管理組合（お救け隊）としての活動

1. お救け隊の立ち上げ

- 集合場所に参集する道中で被災状況などの情報を集める
- 集まったメンバーでお救け隊を立ち上げ、被災状況に応じて周辺のメンバーを集める
- 集まったメンバーでお救け隊長を決め、必要に応じて、班構成を行う（消火班、情報班、安否確認班、救出救護班など）
- 被害状況に応じて、隊長は具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す
- 地域内の被害が大きく、増員が必要な場合、運営本部に要請を行う
- 地域内の被害が小さい場合、手の空いているメンバーは運営本部に集合する

2. 情報収集・伝達（情報班）

- 自転車やバイクも活用し地域内の被災状況を確認する
- 危険箇所、道の狭い場所などの被害がないかを確認する
- 運営本部へ被災状況の報告を行い、住民へ必要な情報を提供する

3. 消火活動（消火班）

- 出火場所を確認し、119（消防）へ連絡する
- バケツや消火器、貯水槽の小型動力ポンプを活用し初期消火を行う
- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する
(メガホン等を活用)

*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です

4. 救出・救護活動（救出・救護班）

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関（無理な場合は本部の救護所）に搬送する

5. 安否確認（安否確認班）

- 地域内の住民の安否確認を行う
- 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める
- 取りまとめた安否確認情報を運営本部に連絡する

6. 災害時要支援者の避難支援（避難支援班）

- 安否確認状況と災害時要支援者台帳をもとに、支援者の割り振りをする
- 避難所など安全な場所に避難する必要のある要支援者や傷病者の避難支援を行う

▶ 防災福祉コミュニティ（本部）としての活動

1. 防コミ運営本部・ブロック本部の立ち上げ

- 被害状況などの情報を集めながら、防コミ運営本部またはブロック本部に向かう
- 集まったメンバーで本部を立ち上げる（本部に来ていない役員には連絡する）
- 本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決め、必要に応じて班構成を行う（情報班、救出救護班など）
- 本部に地域のマップ等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや模造紙などを設置する
- 被害状況に応じて、統括防災リーダーは活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す
- お助け隊の増員が必要な地域へ、活動可能なメンバーを派遣する
- お助け隊の活動状況に応じ、資機材や物資の提供を行う

2. 情報収集・伝達（情報班）

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ、インターネット等から地震情報等の収集を行う
- お助け隊（管理組合・自治会）からの被災状況を、ホワイトボードや模造紙などにとりまとめる
- お助け隊（管理組合・自治会）からの安否確認情報を、ホワイトボードや模造紙などにとりまとめる

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性があります

3. 救護所の設置（救出・救護班）

- 必要に応じて、けがの手当てができるよう本部に救護所を設置する
- 必要に応じて、近隣の医療機関に応援を求める

4. 運営本部・ブロック本部間の連絡（情報班）

- 被害状況、活動情報等を本部とブロック本部間で連絡を取り合う

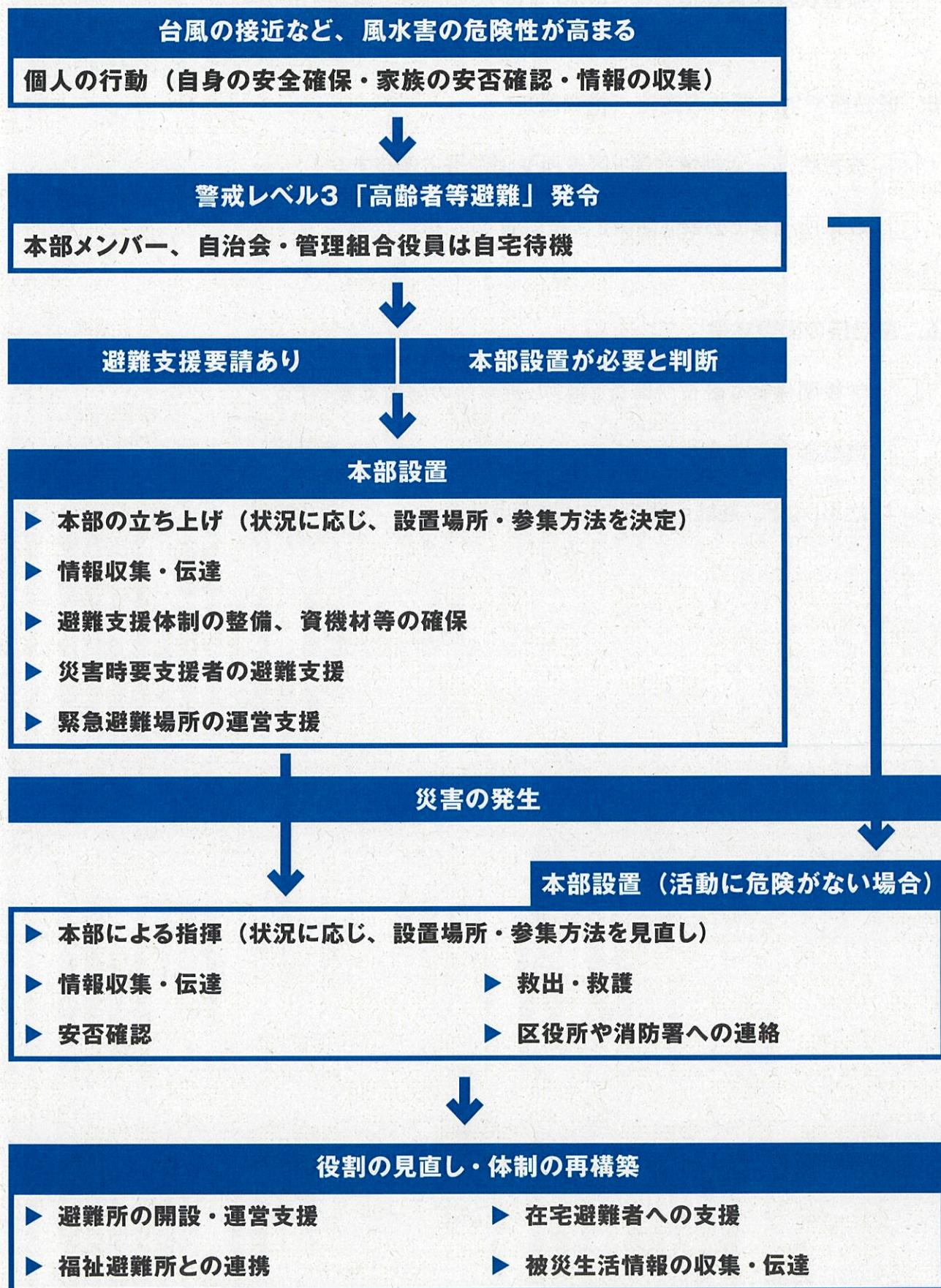
5. 区役所や消防署への連絡（情報班）

- 被害状況、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

6. 避難所の開設支援

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする
- 避難者名簿作成の支援をする
- 炊出しなど、避難所運営の支援を行う

9. 風水害時の活動フロー



10. 風水害時の対応

【災害発生前】

▶ 個人の行動（安全確保と情報収集）

- 避難情報（警戒レベル3「高齢者避難」以上）発令後は、ラジオやテレビ等から避難情報、気象情報等の情報を収集する
- ハザードマップ等を確認し、避難が必要だと判断した場合は安全な場所に避難する
- 本部メンバーと自治会・管理組合役員は、避難情報（警戒レベル3「高齢者避難」以上）発令後、招集があれば活動ができる準備をし、自宅に待機する

▶ 防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

- 天候などの状況に応じ、統括防災リーダー（防コミ会長または代理）が防コミ運営本部の設置場所やメンバーの召集方法を決め、役員などに連絡する
- 統括防災リーダーは班構成を行う（情報班、避難支援班など）

「本部を会長宅に設置し、連絡はメールなどで取り合う」「避難支援者宅に集合する」など、状況に応じて臨機応変に対応する

2. 情報収集と伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく
- 洪水や土砂災害の危険性が高まり、連絡が必要と判断した場合、警戒区域内の住民に避難を呼びかける

3. 避難支援体制の整備、資機材等の確保

- 要支援者の避難誘導ができる体制を整える（人員確保等）
- 避難支援や災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の準備をする

4. 災害時要支援者の避難支援

- 支援の要請があった場合や洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、避難支援方法を検討し、避難支援者の割り振りを行う
- 避難支援要請があった住民や警戒区域内の災害時要支援者に対し、避難支援を行う

5. 緊急避難場所の運営支援

- 状況に応じ、学校関係者や区役所職員と協力し避難場所の開設支援をする
- 避難者名簿作成の支援をする

【災害発生後】

▶ 防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部による指揮

- 防コミ運営本部が立ち上がってない場合は、【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げ、統括防災リーダーは班構成を行う
- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す

2. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

11. 災害直後以降の対応

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1. 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す

2. 避難所の運営支援

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる
- 女性や子育て家庭、同行避難してきたペット、災害時要支援者への配慮を行う（要支援者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要支援者のための福祉避難室を設けるなど）
- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ

3. 生活情報の収集

- 生活情報の収集および住民への周知を行う（掲示板等を活用）

4. 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う

3. 安否確認

- 被害場所の住民の安否確認を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

4. 救出・救護

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する

5. 区役所や消防署への連絡

- 被害状況、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 緊急避難場所・避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

6. 避難所の開設支援

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする
- 避難者名簿作成の支援をする

活動指示書

情報収集・伝達

- ▶ ラジオ、テレビ、防災行政無線等で情報の収集を行う
- ▶ 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1. 情報収集

- ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、スマホやPC等も活用し、必要な情報（地震情報、避難情報、気象情報など）を収集する
- 行政機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する
- バイクや自転車などを活用し、地域内の情報（被害状況など）を収集する
- 定期的に区役所や避難所等に出向き、公開されている情報を収集する
- 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する

2. 情報伝達

- 情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する

活動指示書

安否確認

- ▶ 住民の安否確認を行う（民生・児童委員などと協力）
- ▶ 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める
- ▶ 収集した安否確認情報を集約し、整理する

訪問先での確認手順

1. 外観の確認

- 物に甚大な被害がないかを確認する

2. 声かけ・呼びかけ確認

- 門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する

3. ドアをノックする

- 応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみる

4. 庭、勝手口等の確認

- 状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をする

活動指示書

救出・救護

- ▶ 防災資機材庫より必要な資機材を活用する
- ▶ 救護（応急手当）を実施する

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する
- 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する
- 二次災害が発生する危険要因がないか確認する

2. 二次災害の防止

- 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する
- 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊したりしないようにロープ等で支持、固定する
- 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う

3. 要救助者の救出

- 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする（要救助者を無理に引き出そうとしない）

4. 応急手当

- 出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する

5. 搬送

- 傷病者を医療機関や救護所まで搬送する

活動指示書

消防活動

- ▶ 出火場所を確認し、消防人員を割り振る
- ▶ 消火器等を活用し初期消火を行う

消防活動手順

1. 初期消火

- 出火場所を確認して 119 番（消防）へ連絡する
- 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする

2. 大火災からの避難

- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する

■ 消火器の使い方



活動指示書

災害時要援護者の避難支援

- ▶ 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- ▶ 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

- 迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要

2. 寝たきりの要介護高齢者

- 避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある

3. 認知症の人

- 安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要

4. 視覚障がい者

- 音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要

5. 聴覚障がい者

- 補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要

6. 言語障がい者

- 手話、筆談等によって状況を把握することが必要

7. 在宅人工呼吸器使用者

- 避難所での電源確保が必要